

裁 決

[REDACTED]
[REDACTED]
審査請求人 [REDACTED]

処分庁 [REDACTED] 市長

審査請求人（以下「請求人」という。）が、平成29年2月6日付けでした審査請求（以下「本件審査請求」という。）について、次のとおり裁決する。

主 文

[REDACTED] 市長が請求人に対して行い、平成 [REDACTED] 年 [REDACTED] 月 [REDACTED] 日付け [REDACTED]
[REDACTED] で通知した生活保護法第63条の規定による費用返還決定を取り消す。

事案の概要

本件審査請求は、処分庁が、生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）に基づく保護を受けていた請求人に対し、法第63条の規定による費用返還決定（平成 [REDACTED] 年 [REDACTED] 月 [REDACTED] 日付け [REDACTED]）（以下「本件通知書」という。）で請求人に通知したもの。以下「本件処分」という。）を行ったところ、請求人が、これを不服として、本件処分の取消しを求めた事案である。

審理関係人の主張の要旨

1 請求人の主張

(1) 請求の趣旨

本件処分の取消しを求める。

(2) 請求の理由

平成28年8月に本人に通知なく支払金額の変更が行われ、[REDACTED]へ問い合わせた結果、平成26年9月の生活保護申請時から[REDACTED]側の計算間違いによる過払いが発生していたとのこと。

本人に通告なく支給額が変更されていたこと。

過払いに請求人側の非が一切ないのに、返還請求されたこと。

以上が理由である。

2 処分庁の弁明

(1) 法に基づく保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力そ

の他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われるのが原則であるが（法第4条第1項）、急迫した事由がある場合に、必要な保護を行うことを妨げるものではない（同条第3項）。そして、被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、保護に要する費用を支弁した都道府県又は市町村に対して、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならない（法第63条）。

ここで、法第63条の「急迫の場合等」の解釈について、東京地裁平成23年9月9日判決は、「法第63条の規定は、被保護者が、資力があるにもかかわらずこれを利用することができないために一時保護を受けたといつた事実があるときについてに限らず、被保護者が、資力があるにもかかわらず保護の程度の原則等によるところを超える保護を受けたことが後に判明したといった事実があるときについても、その者の受けた保護金品の適正な処理のためにそれに基づく取扱いをすることが肯定されると解するのが相当である。」とし、大阪地裁平成22年1月29日判決は「法は、被保護者が急迫の場合等において資力があるにもかかわらず保護を受けたときの処理について法第63条で規定しているところ、同条は、本来的な保護受給資格を有しないにもかかわらず保護を受給した場合の処理について定めたものであり、保護費の減額事由が生じたにもかかわらず、従前通りの額の保護費が支給され、後に当該減額事由が判明した場合も、当該差額については、最低限度の生活を維持するのに十分なものを超えるものである以上、その限りにおいて保護の本来的な受給資格を欠いていたといいうことができるから、当該差額についても法第63条による処理の対象としているものと解される」「原告は、法第63条は過支給における調整を予定した規定ではないとして、過支給が生じた場合に同条による返還請求を許されないかのような主張をするが、法第4条第3項に基づく保護が行われた場合と、過支給が生じた場合とで区別する理由はなく、法第63条は、過支給が生じた場合における返還請求についても規定していると解するのが相当である」と判示している。

なお、「改訂増補生活保護法の解釈と運用（復刻版）」（小山進次郎著昭和26年12月15日改訂再版発行）は、「急迫の場合等」の「等」の解釈として保護の実施機関が保護の程度の決定を過って、不当に高額の決定をした場合等である」としており、前掲判決と同旨のことを述べているものと思われる。

(2) 請求人の主張は、「過払いに私側の非が一切無い場合には法第63条に基づく費用返還請求はできない」ことを理由に本件処分の取消しを求めて

いるものと考えられる。しかし、前記（1）で述べたとおり、法第63条の適用にあたり、法第4条第3項の規定による保護が行われた場合と、過支給が生じた場合とで区別する理由はなく、請求人のこの主張には理由がない。

（3）以上のとおり、本件処分に違法又は不当な点はなく、本件処分は適法かつ正当なものであるから、本件審査請求は棄却されるべきである。

理 由

1 請求人の主張

請求人は、前記審理関係人の主張1（2）のとおり主張しており、要するに、処分庁の計算間違いによる過払いについて返還請求されたことなどを理由として、本件処分の違法又は不当を主張するものと解される。

2 認定事実

- （1） 処分庁は、平成26年9月25日、請求人（昭和■年■月生まれ）及び請求人の子（昭和■年■月生まれ）に対する法に基づく保護を開始（以下「本件保護開始」という。）した。
- （2） 請求人の世帯（以下「請求人世帯」という。）は、請求人及び請求人の子の2人世帯であり、請求人世帯に係る■市（1級地—2）内の居室の家賃は、本件保護開始の時から月額46,700円であった。
- （3） 請求人に係る平成26年10月から平成28年7月までの老齢年金、遺族年金及び介護保険料の額（各月に分割して認定される額）は、別紙記載の「本来の処理」の欄の「老齢年金」、「遺族年金」及び「介護保険料」の欄のとおりであった。
- （4） 処分庁が平成26年10月から平成28年7月までに支給した請求人世帯に係る保護費（別紙記載の③及び⑨の合計額）のうち、平成27年4月分から同年6月分までの住宅扶助額、平成26年10月分から平成28年7月分までの老齢年金額、平成27年6月分から平成28年7月分までの遺族年金額及び平成26年12月分から平成28年7月分までの介護保険料の額については、処分庁は、別紙赤字部分のとおり、誤って認定し（以下「本件誤認定」という。）、合計119,284円（別紙記載の⑩及び⑪の合計額）を過大に支給していた。

なお、別紙のとおり、平成27年4月から平成28年7月までにおいて、各月の請求人世帯について本来収入認定されるべき額（別紙記載の⑥）は、請求人世帯に係る生活扶助及び住宅扶助の合計額（別紙記載の⑤）を上回っていた。

- （5） 処分庁は、平成■年■月■日付けで、請求人に対し、法第63条

の規定により、返還額を119,284円とする本件処分を行った。

なお、本件通知書には、「理由 平成26年9月25日より、老齢基礎厚生年金の金額を誤って認定をしていたため」と記載があった。

(6) 請求人世帯の平成28年12月21日当時の預貯金額及び現金の合計は
■円であり、その内訳は次のとおりである。

ア 請求人名義 ■

預貯金額 ■円

イ 請求人の子名義 ■

預貯金額 ■円

ウ 現金 ■円

(7) 請求人は、平成29年2月6日付けで、本件審査請求をした。

(8) 請求人に係る年金の平成29年2月の支払額（2か月分）は、次のとおりである。

ア 遺族年金

（年金支払額） ■円

イ 老齢年金

（年金支払額） ■円

（介護保険料控除後振込額） ■円

(9) 本件審査請求の審理員（以下「審理員」という。）は、請求人に対し、行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「行審法」という。）第36条の規定により、請求人世帯の自立更生のためにやむを得ない用途のために物品を購入した場合は、領収書を添付した上でその旨回答するよう平成29年8月21日付け審第27号の3で求めたが、請求人からの同年9月1日付け「質問に対する回答書」には、当該回答部分に斜線が引かれており、領収書の提出はなかった。

(10) 処分庁は、審理員に対し、平成■年■月■日付け■において、本件処分に係る返還額119,284円の支払方法について、次のように回答した。

「119,284円の一括返還である。なお、請求人が一括返還することにより、法第3条に規定する最低限度の生活の維持に支障を来すおそれのある場合は、請求人が履行延期（分割返納）申請書を提出することによって、地方自治法施行令第171条の6第1項の規定による当該債権の分割返還を可能としている。」

3 法の仕組み

(1) 保護費の算定基準について

法第8条第1項は、「保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定し

た要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとする。」と規定しており、これを受けて、生活保護法による保護の基準（昭和38年厚生省告示第158号）が定められている。

（2）利用し得る資産について

ア 老齢年金等

「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和38年4月1日付け社発第246号厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。）第8の1（4）アは、厚生年金保険法、国民年金法等による給付で、6か月以内の期間ごとに支給される年金等については、実際の受給額を原則として受給月から次回の受給月の前月までの各月に分割して収入認定することとしている。

また、局長通知第8の1（4）イは、老齢年金等で、介護保険法第135条の規定により介護保険料の特別徴収の対象となるものについては、特別徴収された後の実際の受給額を認定することとしている。

イ 預貯金等

「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」（昭和38年4月1日付け社保第34号厚生省社会局保護課長通知。以下「課長通知」という。）第3の問18の答は、預貯金等が既に支給された保護費のやり繰りによって生じたものと判断されるときは、当該預貯金等の使用目的を聴取し、その使用目的が生活保護の趣旨目的に反しないと認められる場合については、活用すべき資産には当たらないものとして、保有を容認して差し支えないとしている。

（3）保護費の返還について

法に基づく保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われるのが原則であるが（保護の補足性（法第4条第1項））、急迫した事由がある場合に、必要な保護を行うことが妨げられるものではない（同条第3項）。

そして、被保護者が急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならない（法第63条）。

法第63条は、本来的な保護受給資格を有しないにもかかわらず保護を受給した場合の処理について定めたものであり、保護費の減額事由が生じたにもかかわらず、従前どおりの額の保護費が支給され、後に当該減額事由が判明した場合も、当該差額については、最低限度の生活を維持するの

に十分なものを超えるものである以上、その限りにおいて保護の本的な受給資格を欠いていたと言うことができるから、当該差額についても同条による処理の対象としているものと解される（大阪地方裁判所平成22年1月29日判決参照）。

（4）返還額の決定について

法第63条は、返還すべき額について、その受けた保護金品全額とはせずに、これに相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額としており、被保護者に返還させる金額の決定について、保護の実施機関に一定の裁量を与えていた。

これは、本来支弁されるべきではなかった保護金品の返還について定めるものであるから、不当利得法理や公金の適正執行という観点からは、全額返還とされるはずであるところ、保護金品の一部が被保護者の自立及び更生に資する形で使用された場合等全額を返還させるのが不適當又は不可能な場合もあるので、返還額の決定については、被保護者の状況を知悉し得る保護の実施機関の裁量に委ねる趣旨の規定と解される。

このような法第63条の趣旨によれば、保護の実施機関が、返還額決定について有する裁量は、全くの自由裁量ではなく、当該世帯の自立更生等のためやむを得ない用途に充てられた金品及び充てられる予定の金品（以下「自立更生費」という。）の有無、地域住民との均衡、その額が社会通念上容認される程度であるかどうか、全額返還が被保護者の自立を著しく阻害するか等の点について考慮すべきであり、保護の実施機関の判断要素の選択や判断過程に合理性を欠く場合には、裁量権の逸脱又は濫用として、違法又は不当となると解される（最高裁判所平成18年2月7日第三小法廷判決及び福岡地方裁判所平成26年3月11日判決参照）。

（5）要返還額からの控除について

「生活保護問答集について」（平成21年3月31日付け厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡。以下「問答集」という。）の問13-5は、法第63条の規定による返還額の決定について、「原則として当該資力を限度として支給した保護金品の全額を返還額とすべきである。」とした上で、保護金品の全額を返還額とすることが当該世帯の自立を著しく阻害すると認められるような場合には、本来の要返還額から一定額を控除して返還額を決定して差し支えないとして、問答集問13-5の答（2）エにおいて、「当該世帯の自立更生のためのやむを得ない用途にあてられたものであって、地域住民との均衡を考慮し、社会通念上容認される程度として実施機関が認めた額」を掲げている。

また、前記（4）のとおり、法第63条が、保護の実施機関に返還額を

決定するに当たって裁量を与えた趣旨が、全額を返還させることが不適當又は不可能な場合もあるので、実施機関の裁量に委ねるという点にあることからすると、全額返還を命じることにより自立を著しく阻害するような場合には、保護の実施機関が、自立更生費の有無にかかわらず、一定額を過誤払い金から控除して返還額を決定することも可能と解される（前掲福岡地方裁判所平成26年3月11日判決参照）。

（6）理由の提示について

行政庁は、不利益処分をする場合、原則として、その名あて人に対し、同時に、当該不利益処分の理由を示さなければならぬ（行政手続法（平成5年法律第88号。以下「行手法」という。）第14条第1項）。そして、対象となる処分が処分基準を適用した結果である場合は、処分の原因となる事実及び処分の根拠法条に加え、処分基準の適用関係についても同時に示して、いかなる事実関係に基づきいかなる根拠法条及び処分基準を適用して当該処分が行われたのかを、処分の相手方において、その記載 자체から了知し得る程度に示すべきである。さらに、理由提示の不十分を理由とする瑕疵は、一般に、それだけで当該処分の取消事由になるものとされている（最高裁判所昭和60年1月22日第三小法廷判決及び最高裁判所平成23年6月7日第三小法廷判決参照）。

4 あてはめ

（1）過大に支給された保護費の額について

ア 平成26年10月から平成27年3月までについて（平成26年度）

別紙のとおり、処分庁は、平成26年10月から平成27年3月までの各月の請求人に係る老齢年金の収入認定の額を誤って過少に認定した一方で、平成26年12月から平成27年3月までの介護保険料の額を誤って過大に認定し、22,810円（3,741円×2+3,832円×4）の保護費が、請求人に対して過大に支給された。

イ 平成27年4月から平成28年3月までについて（平成27年度）

（ア）医療費以外の保護費の過大支給について

前記2（4）及び別紙のとおり、請求人世帯に係る収入認定額（別紙記載の⑥）が、請求人世帯の生活扶助及び住宅扶助の合計額（別紙記載の⑤）を上回っており、本来ならば保護費（医療費を除く。）を0円とすべきところ、処分庁は、平成27年4月から6月までの住宅扶助費、同年4月から平成28年3月までの老齢年金及び平成27年6月から平成28年3月までの遺族年金を過少に認定する一方で、平成27年4月から平成28年3月までの介護保険料を過大に認定し、請求人に対し、57,048円（2,704円×3+3,404円×

$4 + 7, 064$ 円 × 5 の保護費（医療費及び期末一時扶助を除く。）が過大に支給された。

（イ）平成 27 年 4 月から 7 月まで、同年 9 月及び同年 11 月から平成 28 年 3 月までの医療費の過大支給について

前記 2 (4) のとおりの本件誤認定がなければ、各月の請求人世帯の収入充当の額が請求人世帯に係る生活扶助及び住宅扶助の合計額を上回っているから、処分庁は、請求人世帯に係る保護費（医療費を除く。）を 0 円とした上で、実際の医療費（平成 27 年度合計 2,302,030 円。別紙記載の⑨のうち平成 27 年度分。）と下記「利用し得る資産」 10,050 円の差額（不足分）を保護費として医療機関に支給するべきであったことから、結果として、請求人に対し、医療費 10,050 円が過大に支給されたこととなる。

（利用し得る資産）

※収入充当額（別紙記載の⑥）が生活扶助及び住宅扶助の合計（別紙記載の⑤）を上回る額

平成 27 年 4 月	420 円
同年 5 月	420 円
同年 6 月	1,940 円
同年 7 月	1,940 円
同年 9 月	3,940 円
同年 11 月	270 円
同年 12 月	280 円
平成 28 年 1 月	280 円
同年 2 月	280 円
同年 3 月	280 円
合計	10,050 円

（各月において 10 円未満切捨て）

ウ 平成 28 年 4 月から同年 7 月までについて（平成 28 年度）

（ア）医療費以外の保護費の過大支給について

前記 2 (4) 及び別紙のとおり、請求人世帯に係る本来の収入認定額（別紙記載の⑥）が、請求人世帯の生活扶助及び住宅扶助の合計額（別紙記載の⑤）を上回っており、本来ならば保護費（医療費を除く。）を 0 円とすべきところ、処分庁は、老齢年金及び遺族年金を過少に認定する一方で、介護保険料を過大に認定し、請求人に対し、 13,616 円（3,404 円 × 4）の保護費（医療費を除く。）が過大に支給された。

(イ) 医療費の過大支給について

前記2(4)のとおり、本件誤認定がなければ、各月の請求人世帯の収入充当の額が請求人世帯に係る生活扶助及び住宅扶助の合計額を上回っているから、処分庁は、請求人世帯に係る保護費（医療費を除く。）を0円とした上で、実際の医療費（平成28年4月から7月まで合計780,300円。別紙記載の⑨のうち平成28年度分。）と下記「利用し得る資産」15,760円の差額（不足分）を保護費として医療機関に支給するべきであったことから、結果として、請求人に対し、医療費15,760円が過大に支給されたこととなる。

(利用し得る資産)

※収入充当額（別紙記載の⑥）が生活扶助及び住宅扶助の合計額（別紙記載の⑤）を上回る額

平成28年4月 3,940円

同年5月 3,940円

同年6月 3,940円

同年7月 3,940円

合計 15,760円

（各月において10円未満切捨て）

工 小括

前記アからウまでの過大に支給された保護費を合算すると、119,284円（以下「本件過大支給額」という。）となり、この額は前記2(5)の本件処分の返還額（119,284円）と一致する。

(2) 本件過大支給額の返還について

ア 本件における返還額の決定について

(ア) 前記3(4)及び(5)のとおり、法第63条の規定による返還額の決定においては、原則として当該資力を限度として支給した保護金品の全額を返還額とすべきであるが、当該世帯の自立更生費の有無、地域住民との均衡、その額が社会通念上容認される程度であるかどうか、全額返還が被保護者の自立更生を著しく阻害するか等の点について考慮すべきであり、保護の実施機関の判断要素の選択や判断過程に合理性を欠く場合には、裁量権の逸脱又は濫用があるとして、違法又は不当となると解される。

(イ) 自立更生費について

これを本件についてみると、前記2(9)のとおり、本件審査請求においては、請求人世帯に係る自立更生費を認めるに足る事情は見当たらないが、そもそも、処分庁は、請求人世帯の生活実態を踏まえ

て、自立更生費の有無を検討すべきであったにもかかわらず、本件処分に至る過程で、請求人世帯の自立更生費の有無について具体的な検討を行った形跡は見当たらない。

(ウ) 本件処分における返還額が社会通念上容認される程度であるかという点及び自立更生を著しく阻害するかについて

a 前記(イ)の点を措くとしても、本件では、請求人は、前記2(4)のとおり、処分庁の過誤により、本件保護開始の翌月から1年9か月間の長期にわたって、本件誤認定に基づいて算定された保護費の支給を受けており、かかる事実によって、支給された保護費を正当な額であると信頼していたと推認されるのであるから、その信頼に基づいて、今後も支給を受けられることを前提に生活設計等を行っていたとも考えられるのであって、これに反する事情は見当たらない。

そして、かかる信頼を請求人が抱くに至ったことが著しく不合理とは解し難く、そうであるとすれば、本件誤認定により算定された保護費を削除するだけでなく、119,284円の本件過大支給額につき全額の返還を命じることによって、請求人世帯の自立を著しく阻害するおそれのあることは否定できない。

そうすると、処分庁において、請求人世帯の生活実態、本件過大支給額の使途等についての調査も行い、本件処分をした場合に請求人世帯における生活にいかなる影響が出るかについて具体的に検討すべきであったにもかかわらず、処分庁が具体的な調査を行った形跡は見当たらない。

b この点について、処分庁は、前記2(10)のとおり、請求人が分割返納申請書を提出することにより、徴収段階において分割による返納が可能である旨を述べている。

しかし、分割による返納が可能であったとしても、その回数や額によっては、被保護者世帯の自立を阻害することも考えられるのであるから、分割による返納であればそれだけで常に被保護者世帯の自立を阻害することはないといえる根拠は何らなく、分割による返納を見越した処分をする場合であっても、家計状況等に照らして、分割による返納が対象世帯の自立にいかなる影響を与えるかについて更に検討が必要と解される。

本件においては、前記aのとおり、誤って支給された額を前提に生活設計等を行っていたとも考えられるのであるから、119,284円の本件過大支給額につき全額の返還を命じることによって、

請求人世帯の自立を著しく阻害するおそれのあることも否定できないのであって、分割による返納とした場合に請求人世帯の自立に与える影響について、更に検討しなければならなかつたと言うべきである。

c また、前記2(6)のとおり、本件処分当時（平成■年■月■日当時）の請求人世帯の預貯金及び現金の合計額は、■■■円であることが認められ、確かにこれは、請求人世帯の1か月以上の最低生活費（医療費を除く。）に相当する額ではある。

しかし、前記3(2)イのとおり、保護費のやり繰りによって生じた預貯金等については、当該預貯金等の使用目的を聴取し、その使用目的が生活保護の趣旨目的に反しないと認められる場合には、活用すべき資産には当たらないとされており、その使用目的の聴取によつては、請求人世帯の預貯金等も保有が認められるものである可能性があるにもかかわらず、処分庁がかかる聴取等の調査を行つたことを認めるに足りる証拠は見当たらないこと、また、前記aのとおり、請求人は、支給された保護費を正当な額であると信頼していたと推認されることを併せ考慮すると、当該預貯金等を有していることのみをもつて、本件処分により請求人世帯の自立を著しく阻害するおそれないと断定することはできないと言うべきである。

(エ) 以上のとおり、本件処分に至る過程で、処分庁は、必要な調査を行つた上で考慮すべき事情を考慮したとは認められないため、判断要素の選択に合理性を欠いたものであるから、本件処分には、裁量権の逸脱又は濫用があったものと言わざるを得ない。

イ 本件通知書の記載について

さらに付け加えると、処分庁は、前記3(6)のとおり、不利益処分である本件処分を行う場合、請求人に対し、行手法第14条第1項の規定による理由の提示をしなければならず、いかなる事実関係に基づきいかなる根拠法条を適用して当該処分が行われたのかを、処分の相手方において、その記載自体から了知し得る程度に示すべきこととなる。

これを本件についてみると、前記2(5)のとおり、処分庁は、本件通知書に「老齢基礎厚生年金の金額を誤って認定をしていたため」と記載しているが、実際は、老齢年金だけでなく、前記2(4)のとおり、平成27年4月分から6月分までの住宅扶助、平成27年6月分から平成28年7月分までの遺族年金及び平成26年12月分から平成28年7月分までの介護保険料の額も誤って認定していたにもかかわらず、この記載をしていなかった。このため、本件通知書は、いかなる事実関係

に基づきいかなる根拠法条を適用して本件処分が行われたのか、請求人において、本件通知書の記載自体から了知することのできないものであったと認められる。

したがって、本件処分は、行手法第14条第1項が求める理由提示としても不十分であったと言わざるを得ない。

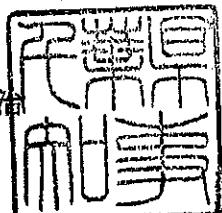
ウ 前記ア及びイのとおり、本件処分には、判断要素の選択に合理性を欠き、裁量権の逸脱又は濫用があったという実体的な違法事由があること、また、請求人に対する理由提示が不十分であることを併せ考えれば、本件処分における返還額の決定には違法があると言え、取消しを免れない。

5 結論

よって、本件審査請求は理由があるから、行審法第46条第1項を適用して、主文のとおり裁決する。

平成31年1月16日

千葉県知事 鈴木栄治



通帳による処理										本來の処理					
収入充当					生活扶助及び住宅扶助					収入充当					
生活扶助	生活扶助及び住宅扶助	生活扶助及び住宅扶助の合計額①	老齢年金	遺族年金	介護保険料	生活扶助	生活扶助及び住宅扶助の合計額⑤	老齢年金	遺族年金	介護保険料	本來の支給額(医療費以外)	過控除額(医療費以外)※4	過控除額(医療費)※3		
H26.10	112,150	46,700	159,150	0	6,604	3,741	152,546	2,704	0	112,450	46,700	159,150	3,741	156,287	
H26.11	116,260	46,700	162,960	0	10,414	3,741	152,546	2,704	0	116,260	46,700	162,960	3,741	156,287	
H26.12	116,260	46,700	162,960	0	10,414	3,741	152,546	2,704	0	116,260	46,700	162,960	3,650	156,378	
期末一時														21,670	
H27.1	116,260	46,700	162,960	0	10,414	3,741	152,546	2,704	0	116,260	46,700	162,960	3,650	156,378	
H27.2	116,260	46,700	162,960	0	10,414	3,741	152,546	2,704	0	116,260	46,700	162,960	3,650	156,378	
H27.3	116,260	46,700	162,960	0	10,414	3,741	152,546	2,704	0	116,260	46,700	162,960	3,650	156,378	
小計														57,484	
														0	
														22,810	
H27.4	109,250	46,000	155,250	0	3,741	152,546	2,704	0	109,250	46,700	155,950	3,650	156,378		
H27.5	109,250	46,000	155,250	0	3,741	152,546	2,704	0	109,250	46,700	155,950	3,650	156,378		
H27.6	109,250	46,000	155,250	0	3,741	152,546	2,704	0	109,250	46,700	155,950	3,650	157,391		
H27.7	109,250	46,700	155,950	0	3,741	152,546	3,404	0	109,250	46,700	155,950	3,650	157,391		
H27.8	109,250	46,700	155,950	0	3,741	152,546	3,404	0	109,250	46,700	155,950	1,650	159,891		
H27.9	109,250	46,700	155,950	0	3,741	152,546	3,404	0	109,250	46,700	155,950	1,650	159,891		
H27.10	109,250	46,700	155,950	0	3,741	152,546	3,404	0	109,250	46,700	155,950	1,655	159,891		
H27.11	112,910	46,700	159,610	0	7,064	3,741	152,546	7,064	0	112,910	46,700	159,610	1,655	159,891	
H27.12	112,910	46,700	159,610	0	7,064	3,741	152,546	7,064	0	112,910	46,700	159,610	1,650	159,891	
期末一時														21,670	
H28.1	112,910	46,700	159,610	0	7,064	3,741	152,546	7,064	0	112,910	46,700	159,610	1,650	159,891	
H28.2	112,910	46,700	159,610	0	7,064	3,741	152,546	7,064	0	112,910	46,700	159,610	1,650	159,891	
H28.3	112,910	46,700	159,610	0	7,064	3,741	152,546	7,064	0	112,910	46,700	159,610	1,650	159,891	
小計														0	
														172,578	
														0	
H28.4	109,250	46,700	155,950	0	3,404	3,741	152,546	3,404	0	109,250	46,700	155,950	1,650	159,891	
H28.5	109,250	46,700	155,950	0	3,404	3,741	152,546	3,404	0	109,250	46,700	155,950	1,650	159,891	
2・8 年度	H28.6	109,250	46,700	155,950	0	3,404	3,741	152,546	3,404	0	109,250	46,700	155,950	1,650	159,891
H28.7	109,250	46,700	155,950	0	3,404	3,741	152,546	3,404	0	109,250	46,700	155,950	1,650	159,891	
小計														13,616	
合計														79,104	
														25,810	
														9,474	

※1 (③、⑦) 生活扶助及び住宅扶助の合計額より収入充当額が少ない場合に支給額(医療費を除く。)が発生する。

※2 (④、⑧) 収入充当額が生活扶助及び住宅扶助の合計額にその差額が医療本人支払額(10円未満切捨て)となる。

※3 (⑨) 実際に支払った医療扶助費の額

※4 (⑩) 医療費本人支払額を限度とする医療費の過控除分

※5 (⑪) 医療費以外の既支給額が本来の支給額を上回る場合にその差額が過控除額(医療扶助額以外)となる。

通帳残額
実際支払額
※3

119,264 (⑩+⑪)

